

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）要望事項

（ 廃止・縮減 ）

府省庁名：農林水産省

No	2
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）
見直し項目名	農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業の実施により農用地区域内の農地等を取得した場合等の課税標準の特例措置の廃止
見直し内容（概要）	本措置は、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化事業を行う法人（以下、「合理化法人等」という。）が、農用地区域内の農地等を5年を超えて貸し付けることを目的として取得し、かつ、当該貸付期間が満了した後に当該農地等を貸し付けた認定農業者等に売り渡した場合に、不動産取得税の課税標準の算定について、取得価格の3分の2に相当する額を控除するものであり、適用期限の2年延長を要望していたものであるが、見直しによって要望を行わないこととした。
関係条文	地方税法附則第11条第6項
廃止又は縮減の理由	本措置は、合理化法人等による農地の取得費用を軽減し、合理化法人等から農地を取得する農業者への売買価格への転嫁を軽減することで、農地の利用集積を促進するものであるが、減税見込額が少額であることから、廃止することとした。 なお、本措置は廃止することとするが、合理化法人等の業務を効率化させることで、課税額の転嫁によって、農地を取得する農業者の負担が増加しないようにする予定である。
増収見込額	38 (単位：百万円)